

ア. レセプト情報及び健診・保健指導情報を収集する仕組み

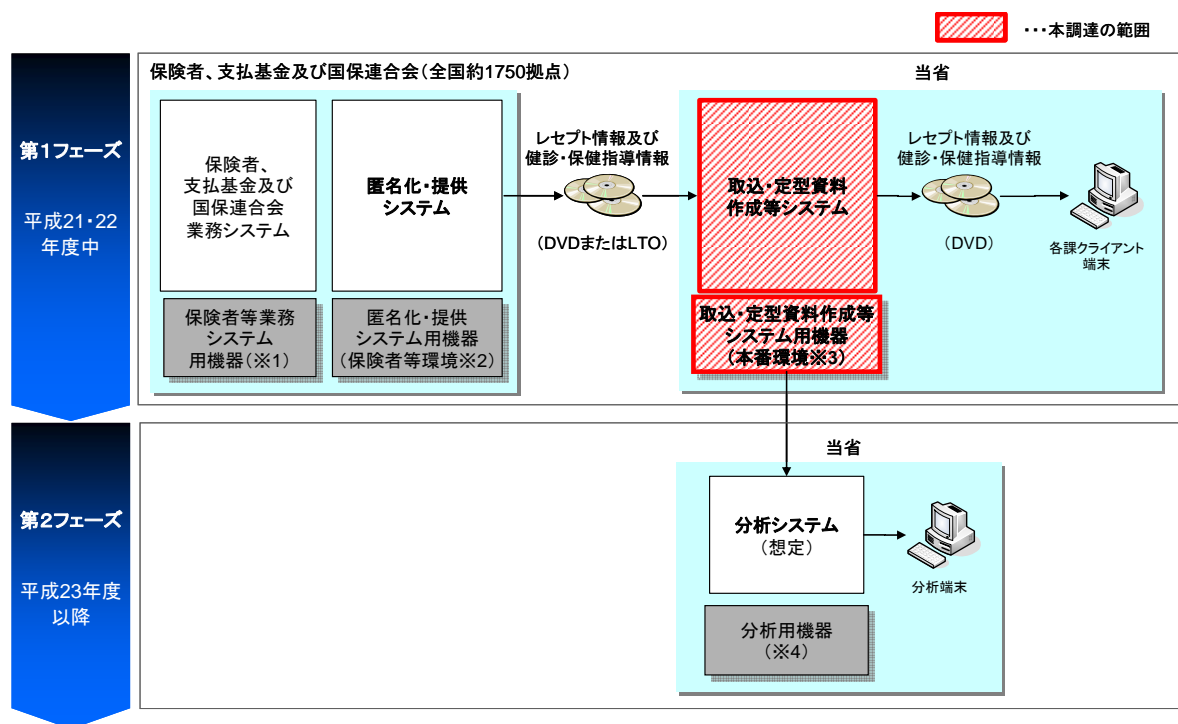
レセプト情報及び健診・保健指導情報を、患者の個人情報を除いた上で、当省に受け渡す仕組みを構築する。

なお、レセプト情報及び健診・保健指導情報を収集する対象保険者は約 3300 保険者である。それらの情報を効率的に収集する目的において、支払基金及び国保連合会で一旦取りまとめた情報を収集することを想定しているため、収集元となる機関は支払基金及び国保連合会を含め、約 1750 拠点と想定している。

イ. データ蓄積基盤の構築

当省において、収集したレセプト情報及び健診・保健指導情報を蓄積する仕組みを構築し、与える条件（都度に入力する SQL 等）に基づいてデータを抽出・集計するためのシステムを取込・定型資料作成等システム用機器上に構築する。

なお、分析については、抽出したデータをもとにして、当省保険局総務課医療費適正化対策推進室等のクライアント端末（以下「各課クライアント端末」という。）で必要に応じて実施することとする。



- (※1) 保険者、支払基金及び国保連合会業務システムを稼働させるために必要なハードウェア、OS 及びミドルウェア等。
- (※2) 保険者、支払基金及び国保連合会において、匿名化・提供システムを稼働させるために必要なハードウェア、OS 及びミドルウェア等。
- (※3) 当省において、取込・定型資料作成等システムを稼働させるために必要なハードウェア、OS 及びミドルウェア等。
- (※4) 分析用機器とは当省において、分析システムを稼働させるために必要なハードウェア、OS 及びミドルウェア等。

図 2-2 段階的なシステム化のイメージ

2.2.2 第 2 フェーズの内容

平成 23 年度以降、原則として全てのレセプト情報がオンラインで提出される予定であるため、グランドデザインに基づき、全件のレセプト情報及び健診・保健指導情報を対象とした分析を実施する。第 1 フェーズの間に確立した分析方法を定型化することで業務を効率化するとともに、さらに高度な情報の利活用のために BI (Business Intelligence) 等のデータ分析ツールの導入も検討する。また、これを受けて、ハードウェアの増強も行う想定である。

3. 基本方針

3.1 本システムの運用・保守に当たっての基本方針

本システムを構築するに当たっての基本方針を以下に示す。

3.1.1 個人情報の保護

本システムでは、診療情報や身体情報を取り扱うため、個人情報の取り扱いには細心の配慮が必要である。そのため、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に従うことのみならず、個人情報漏洩のリスクを最小限に抑えるため、原則として、当省では個人情報を保有しないこととする。従って、当省の取込・定型資料作成等システムでは、特定の個人が識別されない形式でデータを収集する想定であり、個人情報は保険者、支払基金及び国保連合会にて削除する。

3.2 業務・システムの概要

3.2.1 業務概要

本業務は、保険者、支払基金及び国保連合会において、レセプト情報及び健診・保健指導情報を匿名化して当省に提供し、当省でそれらのデータの蓄積と抽出条件に合致するデータの出力を行う業務である。この業務のうち、当省でデータの蓄積及び媒体出力を行う業務運用の実施、取込・定型資料作成等システム運用・機器等保守及び設置場所の提供を実施することが本調達の範囲である。

3.2.2 システム概要

本システムは、「匿名化・提供システム」と「取込・定型資料作成等システム」のサブシステムから構成する。以下に、それぞれのサブシステムが提供するシステムサービスの概要を示す。

(1) 匿名化・提供システム

匿名化・提供システムは、保険者、支払基金及び国保連合会に導入し、当省へ個人情報を含むデータを提供しないようにするために、レセプト情報及び健診・保健指導情報に含まれる個人情報を匿名化し、削除するシステムである。なお、匿名化・提供システムにおける匿名化とは、匿名化の対象となる個人情報を別の ID に置き換えることをいう。また、匿名化・提供システムは、レセプト情報及び健診・保健指導情報を暗号化してファイルに出力する機能も有する。

(2) 取込・定型資料作成等システム

取込・定型資料作成等システムは、保険者、支払基金及び国保連合会から媒体にて受け取ったレセプト情報及び健診・保健指導情報を復号化してシステム内に取り込み、匿名化・提供システムで生成した ID をキー項目として名寄せを行い、取り込んだ情報を蓄積及び暗号化して媒体に出力するシステムである。

取込・定型資料作成等システムの運用にあたっては、受託者がすべての機能を利用する前提であり、当省職員が医療費適正化計画等の分析のために必要とするデータについては、その出力依頼を受託者に行う想定である。なお、定型資料の作成機能については、第2フェーズでの開発を想定しており、本調達の範囲外である。

3.2.3 本システムの全体像

当省、保険者、支払基金及び国保連合会で稼動している業務システムと本システムとの関係を「図3-1 本システム全体図（レセプト情報の流れ）」及び「図3-2 本システム全体図（健診・保健指導情報の流れ）」にて示す。なお、これらの全体図は、データの流れをわかりやすくするために、流れの異なるデータ毎に図を区別して表現しているものである。

(1) 各課クライアント端末

レセプト情報及び健診・保健指導情報の分析を行う、当省保険局総務課医療費適正化対策推進室等（以下「当省各課」という。）が保有するクライアント端末。なお、各課クライアント端末は最大5台を想定している。

(2) 支払基金業務システム

支払基金において、レセプト情報及び健診・保健指導情報の審査業務を行うシステム。